○厚生労働省告示第三百八十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三百六十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号ナ中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同号ラ中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改め、同号ム中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改め、同号ウ中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改め、同号キ中「第五条第十六項」を「第五条第十七項」に改め、同号オ中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改め、同号ク中「第五条第二十一項」を「第五条第二十二項」に改め、同号ヤ中「第五条第二十二項」を「第五条第二十三項」に改める。

○厚生労働省告示第三百八十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表六十一の項中「1　内視鏡用送気送水装置」を「1　内視鏡用送気ポンプ　2　内視鏡用送気送水装置」に、「及び送水」を「又は送液」に改め、「観察」の下に「又は処置」を加え、同表七十八の項中「4　腸管用チューブ」を「4　腸管用チューブ　5　直腸用カテーテル」に改め、同表九十七の項中「5　血液回路用モニタリングセット」を「5　血液濾過用血液回路　6　血液回路用モニタリングセット」に、「血液透析」を「血液透析等」に改め、同表三百八十九の項中「3　針なし造影剤用輸液セット」を「3　針なし造影剤輸液セット用延長チューブ　4　針なし造影剤用輸液セット」に、「動脈」を「血管」に改め、同表五百九十九の項中「16　脳波モジュール」を「1716　脳波モジュール　心臓内オキシメータ」に改め、同表に次のように加える。

七百六十九	1　バリウム注腸用造影剤注入・排泄キット	T〇六〇一一一	下部消化管検査において造影剤又は空気を注入又は排出するために用いること。
七百七十	1　単回使用手動式ランセット	T〇九九三一一	血液採取又は嚢若しくは癒からの排膿を行う際、穿刺するために用いること。
七百七十一	1　酸素供給二酸化炭素収集経鼻カテーテル	T〇九九三一一	両外鼻孔経由で酸素を供給するとともに呼気から二酸化炭素を収集するために用いること。二酸化炭素の収集のみに用いる場合もある。
七百七十二	1　医薬品・ワクチン用注入器	T〇六〇一一一	専用医薬品カートリッジ及び医薬品・ワクチン注入用針を取り付けて使用し、皮下又は筋肉内へ医薬品を注入すること。
七百七十三	1　上気道用気管切開キット		上気道の切開又は気道確保に用いること。
七百七十四	1　輪状甲状膜切開キット	一又は複数の日本工業規格（この項の中欄に掲げる医療機器を構成する医療機器（この表の中欄に掲げる医療機器に関して定められた日本工業規格をいう。以下同じ。）に限る。）に	輪状甲状膜の切開又は気道確保に用いること。
七百七十五	1　血管造影キット	一又は複数の日本工業規格	血管造影に用いること。
七百七十六	1　腹腔胸腔用カテーテルイントロデューサキット	一又は複数の日本工業規格	腹腔又は胸腔にカテーテルを挿入又は留置するために用いること。
七百七十七	1　動脈採血キット	一又は複数の日本工業規格	動脈からの採血に用いること。
七百七十八	1　点滴開始キット	一又は複数の日本工業規格	医薬品を静脈内に投与するために用いること。
七百七十九	1　透析開始・終了セット	一又は複数の日本工業規格	透析の開始時又は終了時の処置に用いること。
七百八十	1　分娩時処置用具セット	一又は複数の日本工業規格	分娩時の産婦及び新生児の処置に用いること。

○厚生労働省告示第三百八十三号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1第1章の3の表及び同表第1第2章の2の⑴の注中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める。

○厚生労働省告示第三百八十四号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本則中「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。